

◆都の現状

- 子家センの虐待対策ワーカーの補助上限人数を拡大 ※子家センの虐待対策ワーカーの基本配置は1名
⇒1名増配置(H21)、児童人口に応じた増配置開始(H23開始、H26とH29に児童人口基準引き下げ)
- 子家センの相談体制や取組を充実させる支援
⇒心理専門職配置支援(H21)、虐待対策コーディネーター配置支援(H23)
主任虐待対策ワーカー配置支援(H31)、要対協事務クランク配置支援(H31)
地域ネットワーク巡回支援事業(H29)、相談窓口開設時間延長支援(H31)
- 増え続ける虐待対応件数(H29:13,877件→H30:17,908件→R1:21,698件※速報値)

◆死亡事例検証部会

- ・ 平成30年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書
⇒区市町村は、妊娠期からの切れ目のない支援の強化に向けて、環境を更に整備・充実させること
都は、子供家庭支援センター職員の専門性向上を支援すること
区市町村は、所属のない未就学児童について定期的に児童の状況を確認できる体制の構築に努めること

◆国の動向等

- ・ 子ども家庭総合支援拠点の設置開始(平成29年度)
- ・ 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会(令和元年8月)
⇒市町村の相談体制の強化と職員の資質向上として、「専門職の配置も含めた体制の充実と強化」及び「適切な対応につなげるための相談技術の向上」を図ること

◆海外における参考事例[イギリス]

- ・ 人口あたりの児童相談機関職員数の少なさ ※都は児童相談所・子供家庭支援センターの相談担当職員数の合計
⇒児童相談機関職員1人あたり人口:東京都はイギリスの5倍以上(イギリス2,200人、東京都11,400人)
- ・ 児童相談機関における専門性の高い職員の充実
⇒細分化された多様な分野の専門家の配置:DV、精神保健、薬物・アルコール中毒、少年司法

子供家庭支援センター等区市町村の相談体制強化【施策の方向性（案）】

子供家庭支援センター等区市町村の体制充実と専門性強化を支援

◆ 予防的支援に対応するための人員体制・相談体制強化

- 子供家庭支援センターにおける職員の増員と専門人材の配置支援
 - ・ひとり親家庭や多胎児・多子家庭、養育者が10代、DVの問題がある家庭など、予防的支援が必要な家庭を対象に、虐待リスクが高まる前の段階で訪問や関係機関との連携による状況把握を行い、必要な支援につなぐための職員の配置支援
 - ・医療機関や保健機関とのきめ細かな情報提供や連携強化を図り、早期支援につなぐ保健師等の配置支援
- 区市町村における予防的支援に携わる職員の適正配置の検討【国】
- 子供家庭支援センターにおけるオンライン相談の導入支援

◆ 困難ケースへの対応力向上のための専門性強化

- 医療機関や保健機関との連携の中核となる保健師の配置支援(再掲)
- 親支援プログラムの実施充実(DV加害者等への個別支援プログラム)
- 区市町村職員の都児童相談所への長期派遣の受入や短期実習の実施、合同研修等の充実

◆ 予防的支援に繋げるための未就園児等全戸訪問事業への支援の充実(再掲)

- 未就園児等全戸訪問事業がより多くの区市町村で積極的に取り組まれるよう支援の充実